

集会所等でふれあい型食事サービス事業を開始

独り暮らしの高齢者や身体の虚弱な高齢者等に対して「老人等給食サービス事業(週一型)」を実施してきましたが、4月からは、引きこもり・生活意欲低下の防止、孤独感の解消に重点を置いた「ふれあい型食事サービス事業(食事会型・食事配達型)」を開始します。各コミュニティセンターや集会所等において、食事をしながらの語らいや仲間づくり、生活意欲の高揚を図り、自立した生活を支援していくための発展型の事業となります。なお、外出困難等の事由により、食事会に参加できない方は、今までどおり、食事配達型を選択することができます。

在宅サービス利用者負担額(割合)の助成

村ではこれまで、「東海村保健福祉在宅サービス事業」として訪問系サービス・通所系サービスの利用に際し、低所得者層の方々に対して助成(介護費用10パーセントの個人負担のうち、7割を村で助成、3割が個人負担)してきましたが、平成20年4月利用分から、所得制限を廃止し、在宅サービス利用者全員に対して助成します。また、従来対象でなかった訪問リハビリと通所リハビリを助成対象として加え、対象サービスは①訪問介護②訪問入浴介護③訪問リハビリ④通所介護⑤通所リハビリ⑥短期入所生活介護(1か月のうち、7日まで助成の対象)——となります。

●問合せ 福祉部介護福祉課高齢支援担当
(☎282局1711 内線1164)

母子・父子家庭の家賃を助成します

村では、母子・父子家庭の自立を支援し、児童の健全育成や生活の安定を図るため、母子・父子家庭の方に対して家賃の一部を助成する制度を4月から始めました。

▼支給条件 ①母子家庭または父子家庭であること②村内に住所を有し6か月以上引き続いて村内に居住していること③児童と同一世帯で同居していること④所得が児童扶養手当の当該年度における所得制限額の範囲内であること⑤対象者名義で賃貸契約をしていること⑥公的年金や遺族補償を受けることができない——のすべてに該当する方

▼支給額等 7,000円/月(家賃が7,000円に満たない場合は家賃相当額)。※年3回(4月・8月・12月)に分けて支給します。

▼用意する物 受給資格確認のため、賃貸契約書と所得が分かる物をご持参ください。

▼申し込み・問合せ 福祉部社会福祉課子育て支援担当(☎282-1711 内線1185)

医療費の全額助成を小学生まで拡大

村はこれまで、小学校就学前までの乳幼児に限り医療費の全額を助成してきましたが、平成20年4月診療分から、医療費の全額助成を小学校卒業までの児童に拡大します。なお、医療費の助成を受けるためには、健康保険証の提示と銀行口座番号の登録が必要となるため、必ず、郵送した受給申請書を保健年金課へ提出してください(提出のない場合は助成を受けることができません)。なお、医療費の助成は領収書による償還払いとなります。6月2日から医療費の払い戻し申請を受け付けますので、4月からの医療機関にかかった領収書は大切に保管しておいてください。

●拡大に伴う対象者(受給申請書郵送済み) ①東海村に住民登録があり、平成20年3月現在で小学1年生から5年生までの児童 ②平成20年4月に小学校へ入学した幼児で、医療受給者証(マル福・マル子)によって医療費の助成を受けている児童 ※現在小学校に在学している児童で、既に母子家庭・父子家庭・重度心身障害者等のマル福で医療費助成を受けている方は対象外となります。ただし、特別な事情で小学校卒業の年齢に達していても小学校在学中の児童は、届け出をすれば助成の対象となります。在学を証明できる書類と健康保険証、銀行口座番号の分かる物、印鑑をお持ちの上、保健年金課窓口へお越しください。

●その他 保険の適用とならないものは助成の対象となりません。

●申し込み・問合せ 福祉部保健年金課医療福祉担当(☎282-1711 内線1135) ※対象となる児童のいるご家庭へは4月上旬に受給申請書を郵送しました。届いていない場合はお問い合わせください。